

サステナビリティ

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、以下の通り行動計画を策定しました。

計画期間

2025 年 5 月 22 日～2026 年 5 月 31 日

目標

（男性社員）育児休業取得率を 50%以上にすること

（女性社員）育児休業取得率 100%にすること

実施時期・取り組み内容

2025 年 5 月～

- 出産育児関連の休暇制度等について周知を行い利用促進に努める。
-

目標

有給休暇取得率を 60%以上とする

実施時期・取組内容

2025 年 5 月～

- 有給休暇の取得率の低い部門・個人及びその上長に対し、取得率の差を解消していくことの意義を仕事と生活の調和の観点も含めて意識づけしていく。
-